國會難局の由來

國會解散して天下の政談は唯あの一事に止まり今後の成行如何は一般に注目する所あり時事新報は明治十四年國會の開設を約束したる其時の事情より約束中九箇年の間に行はれたる政略の方針と民心向背の趣とを論述し尚ほ其解散後を善くするの策を講じて之を國會難局の由來と題し本月二十八日より一週錄の紙上に掲載す可し凡そ朝野の士人にして政治の思想あらん者は此論說を一讀して今日の解散は今日に起りたるに非ず開設の約束九箇年の間に醸したるものなりとの由來を了解して政治社會に方向を誤るみとあきを得べし

明治二十五年一月二十三日

時事新報社

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社より電話ニ應ズルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢〇郵稅料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず殊り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も多からされば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

撰擧演說

衆議院議員總撰擧の期日も既に定まりたるに就ては各地方の候補者は何れも運動を始め其競爭の有樣は日々の新聞紙上にも見ゆる通り頗る盛なるが如し左おきだに機擧の競爭には世間の人氣とかく熱度を高むるの常あるに今回は昨年の解散の行掛りとして政府も民黨も互に多數を制せんとて非常の意氣組あるが故に更に一段の景氣を添へたるとある可し競爭の爭熱既に極度に達するときは雙方共に平生の心得を忘れて知らず〳〵過激に走り演說の句調あども自から亂暴に渉るは事の行掛りとして怪むに足らず西洋立憲國の中にても英國の如きは夙に政黨政治の習慣を成して其爭は最も穏和の聞えあれ共實際の樣子を聞くに撰擧の競爭は又格別のものにして平生は穏當看實の老政家又は名士と云はるゝ人々にても其演說中往々過激の句調を帶びて吾も人も之を怪まず平日あらば呑ひ可き言語も撰擧の演說あればとて一般に看過するの風あり之を云ふ者も撰擧の爭は當たる政治上の爭とは云ふもの〳〵實際に就て其有樣と見れば撰擧區と名づくる狹少なる區域の中に撰擧人も名〳〵も數千百人のものを相手にして我に投票せよ否我を撰擧せよとて相爭ふものにして然かも其數千百人は撰擧の程度も一般あらずして所謂明白相爭はざるの人種にふそれば其眼前に於て當撰を爭ふには自から都近の言語を用ゐて全體の耳に入り易きを旨とせざる可らず我に於て既に然るときは彼に於ても然らざるを得ず雙方の言語互に過激に渉りて平生の態を失ふに至る所以なる可し左れば我國に於ても既に國會を開設して議員撰擧の競爭を許したる以上は其競爭の演說中に多少不穏の輝氣あるも一時の勢に死かれざると覺悟して取締上にも一時特別の手加減するみと却て穏當の道あれ若しも然らずして尋常一般の場合と心得、その語氣の平日に異なるを見て特に處分を厳にするが如きともあらば之が爲めに一般の人心を激して其結果は妙あらざるものある可し新聞紙の記する所を見れば昨今撰擧競爭の最中、各地方の演說あるには往々過激の言を爲すものありと見え中止解散の處分に遇ふものの多きが如し時に取りては中止解散も止むを得ざる手段あれども昨今の場合に頼々みれを使用するときは他の一方に於ては之が爲めに反動の情を催ほし演說以外の手段を用ゆるに至るみとなしと云ふ可き警局者の正に注意す可き所あり我輩の案て述べたる如く今回の撰擧に政府が奮發して大に競爭するは可あれども其競爭の手段は苟めにも正當の界を踰ゆ可らず各地方官を始めとして其部下の警察官あるとが職權を誤用して撰擧に干渉するが如きともあらば即ち正當の界を踰えたるものにして政府の方に於て既に自から界を踰ゆるときは民間の政黨が非常の手段を用ゆるも之を責むるみと能はざる可し演說の中止解散の如きは法律に由りて行官の手加減一つにして其取締の寛厳如何に由りては一方を保護すると同時に一方を妨ぐるの結果あるものなれば此際最も注意せざる可らず若し萬一微妙の間に依怙贔屓の沙汰もあらば我輩は青天白日みれを攻撃するに躊躇せざる可し抑も撰擧の競爭に過激の言語を用ゆるは相互の事にして其孰れを咎む可きに非ず殊に局所の事に就て見れば誠に掛念す可きものあるが如しと雖も大體の方向は既に競爭前に定まりて容易に動かす可きに非されは微妙の手段を用ゐて之を妨げんとするときは實際に其功なきのみならず却て他の反動を招きて不覺を取るみとある可し故に政府に於ても大體の決心既に定まる所あるに於ては區々たる演說の攻撃などを心に掛けず過激亂暴の語氣あるも撰擧演說の常ありとして之を大目に看過し大膽に構ゆるみと却て得策あるべしと聊か勸告する所あり

官報

〇遞信省令第二號

第三種郵便物ノ認可ヲ經メル定時印刷物ノ號外ヘ次號ノ發行期ヲ待ツ能ハサル際ハ緊急ノ時事ヲ報道スルモノニ限リ第三種郵便物トシ其他ハ總テ第四種郵便物トス

明治二十五年一月二十三日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

〇遞信省令第六號第二條ニ據リ各一等郵便電信局一等郵便局及電信建築電話交換局ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

明治二十五年一月二十三日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

〇內務省令第十號第一項但書中「司ノ下ヘ「北海道氣治監北海道集治監分監ハ分監長札幌農學校ハ學校長北海道屬部區役所ハ部區長」ノ四十九字ヲ挿入

明治二十五年一月二十三日

內務大臣子爵品川彌二郎

〇宮內省告示第一號

能久親王殿下第四王女信子女王殿下昨二十二日薨去セラル

明治二十五年一月二十三日

宮內大臣子爵土方久元

〇內務省告示第五號

明治十八年二月勅令第六號告示國道表中第十六號路線變換ニ付鶴川、野田尻及犬目ヲ除ク

明治二十五年一月二十三日

內務大臣子爵品川彌二郎

〇內務省告示第六號

明治二十四年七月勅令第百二十號第四條ニ依リ從前指定ノ外仍ホ左ノ郡ヲ指定ス

大阪府　東成郡住吉郡

神奈川縣　大住郡鶴巻郡

兵庫縣　川邊郡、武西郡

群馬縣　川羽郡、南佐郡

埼玉縣　大里郡、秩父郡、北足郡、男衾郡

山田郡

琴陀郡、周邊郡、天羽郡

千葉縣

茨城縣　東茨城郡、那珂郡

東茨城郡、那珂郡

奈良縣　式上郡式下郡字陀郡十市郡

三重縣　飯高郡飯野郡

愛知縣　中嶋郡、葉栗郡

靜岡縣　藤田郡山名郡金田郡

滋賀縣　神生郡、甲賀郡

岐阜縣　厚見郡各務郡方縣郡、高郡郡、羽栗郡中嶋郡

長野縣　上伊那郡、北佐久郡

福井縣　田村郡、那珂郡

福嶋縣　信夫郡、伊達郡

宮城縣　黒川郡

秋田縣　山本郡

青森縣　大野郡

岩手縣　東和賀郡西和賀郡、南閉伊郡北閉伊郡宮古郡

山形縣　東田川郡

新潟縣　北蒲原郡

長野縣　名東郡

福井縣　坂井郡

滋賀縣　滋賀郡

愛知縣　西春郡

三重縣　三重郡

靜岡縣　西字和郡

福岡縣　土佐郡下佐郡夜須郡、山門郡

大分縣　北海部郡

鹿兒嶋縣　姶良郡建昌郡薩摩郡川邊郡

明治二十五年一月二十三日

內務大臣子爵品川彌二郎

內務省告示第六號第百二十號地方高等官俸給令（明治二十四年七月二十七日官報）中

第四條　郡長ノ年俸ハ六百圓トス

內務大臣ニ於テ特ニ指定スル各郡ノ郡長ハ年俸八百圓ヲ給ス但其人員ハ二百人以內トス

雜報

〇露帝弑逆の陰謀　露京十二月二十八日發の報を見るに露領波蘭に於ては露帝を弑せんとの陰謀を企てたるものありしが發覺するに先だつて警察官の爲めに探知され一味徒黨の嫌疑を以て錦に就きたるもの甚だ多く尚ほ事の敗れたるを知りて逸早く遁げ走りたるものも無數ありとの噂さに付き國民は非常緊張して厳重に出入の客を詮議中あれば各地方に於て其顚末の報に就くものも多かるべしと云ふ

〇露國の朝鮮に對する意存　先頃の電報に露國に朝鮮を兼併するの意あり左りなから他國より占領せんとする者ある時は決して許すみとあかるべしとの意を列國の外官報に發せたりとあり此しが右は交官錄の個短にして裏面を察するに所あり故に米國新聞によりてセントピーメーズブルグよりの報と云ふを重ねて並に掲ぐれば列國海陸軍の或る部內に於て朝鮮を兼併するを以て露國の利策とし遠に其實を擧げんとを主張するものあるに付き外官報ありとするにせよ勢ひ不可にして露國は之を實行するに能はざるべきを以て露國は自ら朝鮮を兼併するみと多かるべしと云ふ

〇內務省令第十號第一項但書中「司ノ下ヘ「集治監　府縣　集治監　假留監

明治二十三年省令第十號第一項但書中「司ノ下ヘ「北海道氣治監北海道集治監分監ハ分監長札幌農學校ハ學校長北海道屬部區役所ハ部區長」ノ四十九字ヲ挿入

明治二十五年一月二十三日

內務大臣子爵品川彌二郎

〇內務省令第十號

明治二十三年省令第十號第一項但書中「司ノ下ヘ「集治監　假留監　府縣